

## X 災害復旧対策

### 1 県職員等の派遣

県は、地震発生直後から8月1日まで、栗原市への人的・技術的支援を目的として、関係機関の協力を得ながら、各種支援体制を整備し、延べ960人の人員を派遣した。派遣職員は、栗原市及び支援機関の職員とともに災害対策に従事した。

県職員の派遣状況は表X-1のとおりである。

表X-1 県職員の派遣状況

岩手・宮城内陸地震 宮城県職員の栗原市への派遣状況(総表)

○ 宮城県災害対策本部設置後

(単位:人)

		派遣者数 (全体)	情報 連絡員	派遣者数	内 訳							延人数
					総務部	環生部	保福部	農水部	土木部	病院局	教育庁	
6月14日	土	15	3	12	0	0	0	0	12	0	0	15
6月15日	日	24	0	24	0	0	0	0	24	0	0	39
6月16日	月	45	8	37	0	0	8	0	20	1	8	84
6月17日	火	69	8	61	0	1	37	2	19	0	2	153
6月18日	水	65	10	55	0	4	34	2	12	1	2	218
6月19日	木	64	9	55	0	2	42	2	8	0	1	282
6月20日	金	78	9	69	0	4	39	2	23	0	1	360
6月21日	土	53	9	44	0	2	29	2	9	1	1	413
6月22日	日	33	8	25	0	0	18	2	3	1	1	446
6月23日	月	33	5	28	0	0	16	2	10	0	0	479
6月24日	火	28	5	23	0	0	16	2	5	0	0	507
6月25日	水	21	5	16	0	0	11	2	3	0	0	528
6月26日	木	36	5	31	0	0	22	2	7	0	0	564
6月27日	金	33	5	28	1	0	15	0	8	4	0	597
6月28日	土	20	5	15	0	0	9	0	3	3	0	617
6月29日	日	18	5	13	0	0	10	0	3	0	0	635
6月30日	月	18	3	15	1	0	11	0	3	0	0	653
7月1日	火	16	3	13	1	0	9	0	3	0	0	669
小 計		669	105	564	3	13	326	20	175	11	16	

\* 情報連絡員を各部局から派遣した。

\* 建物被害状況調査、こころのケア、健康相談、家庭訪問、土地改良災害復旧、建築物応急危険度判定、応急仮設住宅調査、下水道復旧支援などのため各部局から派遣した。

## ○ 宮城県災害復旧対策本部設置後

(単位:人)

		派遣者数 (全体)	情報 連絡員	派遣者数	内 訳								延人数
					総務部	環生部	保福部	農水部	土木部	病院局	教育庁		
7月2日	水	15	3	12	1	0	6	0	5	0	0	15	
7月3日	木	15	3	12	1	0	6	0	5	0	0	30	
7月4日	金	27	3	24	1	0	7	0	11	5	0	57	
7月5日	土	14	2	12	0	0	3	0	7	2	0	71	
7月6日	日	9	2	7	0	0	3	0	4	0	0	80	
7月7日	月	12	2	10	1	0	4	0	5	0	0	92	
7月8日	火	16	3	13	1	0	6	0	6	0	0	108	
7月9日	水	15	2	13	1	0	6	0	6	0	0	123	
7月10日	木	15	3	12	1	0	6	0	5	0	0	138	
7月11日	金	18	3	15	1	0	6	0	4	4	0	156	
7月12日	土	11	3	8	0	0	3	0	5	0	0	167	
7月13日	日	11	3	8	0	0	3	0	5	0	0	178	
7月14日	月	12	3	9	0	0	6	0	3	0	0	190	
7月15日	火	11	3	8	0	0	6	0	2	0	0	201	
7月16日	水	11	3	8	0	0	6	0	2	0	0	212	
7月17日	木	11	3	8	0	0	6	0	2	0	0	223	
7月18日	金	14	3	11	0	0	6	0	2	3	0	237	
7月19日	土	3	2	1	0	0	0	0	1	0	0	240	
7月20日	日	3	2	1	0	0	0	0	1	0	0	243	
7月21日	月	3	2	1	0	0	0	0	1	0	0	246	
7月22日	火	4	2	2	0	0	1	0	1	0	0	250	
7月23日	水	4	2	2	0	0	1	0	1	0	0	254	
7月24日	木	4	2	2	0	0	1	0	1	0	0	258	
7月25日	金	8	2	6	0	0	1	0	1	4	0	266	
7月26日	土	3	2	1	0	0	0	0	1	0	0	269	
7月27日	日	3	2	1	0	0	0	0	1	0	0	272	
7月28日	月	4	2	2	0	0	1	0	1	0	0	276	
7月29日	火	4	2	2	0	0	1	0	1	0	0	280	
7月30日	水	4	2	2	0	0	1	0	1	0	0	284	
7月31日	木	4	2	2	0	0	1	0	1	0	0	288	
8月1日	金	3	2	1	0	0	0	0	1	0	0	291	
小 計		291	75	216	8	0	97	0	93	18	0		
合 計		960	180	780	11	13	423	20	268	29	16	960	

\* 建物被害状況調査、こころのケア、健康相談、住宅相談窓口業務支援、災害復旧対策支援などのため派遣した。

## 【参考】

## ○ 岩手・宮城内陸地震に係る宮城県職員の兼務発令状況

兼務(派遣)期間	発令者数	兼務箇所
7月1日～8月31日	23	防災砂防課、北部土木事務所栗原地域事務所、 栗原地方ダム総合事務所

\* うち2名は、7/10付け。

## 【情報連絡員の派遣】

6月14日に県災害対策本部が設置されると同時に、現地と県本部との連絡調整を図るために、8月1日まで栗原市災害対策本部に各部局から情報連絡員を派遣した。

### 【心のケアチーム・健康相談チーム派遣】

保健福祉部及び病院局では、被災した住民の心のケアと健康を確保するため、被災地の実情や栗原市の要望に応じて専門スタッフ（精神科医、心理士、保健師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士等）を継続的に派遣し、避難所での健康相談や被災住民を対象とした家庭訪問による健康相談等をきめ細かく実施した。

### 【県農林水産部技術職員等派遣】

初動時における農林水産関係の被害状況を迅速に把握するため、現地に技術職員を派遣するとともに、土地改良関連施設、治山施設及び畜産施設の各災害復旧業務に対応するため、栗原市及び北部地方振興事務所栗原地域事務所に農業土木技術職員、森林土木技術職員及び獣医師を派遣した。

### 【県土木部技術職員等派遣】

大きな震度を観測した市町では、土木系技術職員による公共土木施設被害調査や災害復旧事業等への対応に多くの人員が必要となり、市町職員のみでは不足が生じることが予想されたことから、県では、災害復旧調査等に関する技術的支援が必要であると考え、被災市町に対して技術系職員の派遣の必要の有無について確認した。

その結果、栗原市及び美里町から派遣要望があり、技術支援や県との連絡調整を行うため、土木部の技術職員を派遣した。

特に、災害復旧対策に迅速に対応するため、現地での被害状況の把握や災害情報の収集などを目的として、北部土木事務所栗原地域事務所内に「災害復旧特別チーム」を設置した。また、国土交通省が結成した「土砂災害対策緊急支援チーム」の現地本部となった東北地方整備局岩手河川国道事務所一関出張所に職員を派遣し、栗原市の土砂災害危険箇所緊急点検を実施したほか、被災建築物応急危険度判定や応急仮設住宅調査、下水道被災状況調査などを実施するため、技術職員を派遣した。

### 【住宅復興支援チーム】

#### 〔住宅相談の体制〕

県が担う住宅相談は、栗原市が設置した地震被災者生活相談窓口で受け付ける相談のうち、7月2日から7月13日までに新たに相談を寄せる被災者等からの住宅相談窓口として、栗原市築館総合支所、栗駒総合支所、鶯沢総合支所及び花山総合支所に設置した。

相談窓口には、県、宮城県住宅供給公社の職員を派遣するとともに、民間団体からは（財）宮城県建築住宅センター、（社）宮城県建築士会、（社）宮城県建築士事務所協会、（社）日本建築家協会東北支部宮城地域会の建築士の専門相談員の派遣協力を得ることができた。

住宅相談窓口の体制については、県職員、各団体からの専門相談員がチームを作り、各窓口で相談に対応した。住宅相談に係る専門相談員等の派遣状況は表X-2のとおりである。

表X-2 住宅相談に係る専門相談員の派遣状況

区分	延べ人員（人）
県	12
宮城県住宅供給公社	4
(財) 宮城県建築住宅センター	8
(社) 宮城県建築士会	36
(社) 宮城県建築士事務所協会	24
(社) 日本建築家協会東北支部宮城地域会	20
計	104

また、栗原市での住宅相談には、独立行政法人住宅金融支援機構から融資相談員が派遣され、相談業務を行った。融資相談員は延べ6人であった。

#### 【相談内容】

住宅相談窓口設置期間中の相談者数は延べ94人、相談件数は延べ160件であった。各相談窓口の相談者数及び相談件数は表X-3のとおりである。

表X-3 各相談窓口の相談者数及び相談件数

区分	人数(人)	件数(件)
築館総合支所	29	51
栗駒総合支所	37	63
鶯沢総合支所	14	16
花山総合支所	14	30
計	94	160

相談内容は、住宅の改築、補修など、住宅の復旧方法に関する相談が最も多く39件で、全体の24.3%を占めた。次いで災証明、融資に関する相談の順となっており、この他の相談内容としては、住宅の安全性の確認、支援制度、応急危険度判定結果等に関するものであった。

また、復旧方法に関する相談では、住宅の改築、補修などに当たり信用のできる業者を紹介してほしいという内容のものもあった。

避難所生活を強いられている世帯には、公営住宅や仮設住宅への入居案内、手続きの方法などの説明も行った。

住宅相談での難しい点としては、住宅は個人の資産であり、あくまでも自力再建が前提となることから、アドバイス内容等について十分に配慮が必要なことであった。

#### 【その他の職員等派遣】

栗原市が行う被災住家の被害認定を支援するため、県税事務所の職員を派遣したほか、環境生活部職員（獣医師、薬剤師、化学等）による避難所での相談や被災住民の家庭訪問を実施した。また、災害救助法関連業務や学校関係災害復旧事業補助申請業務支援等のため、保健福祉部職員や教育庁職員を派遣した。

## 2 廃棄物処理活動

#### 【震災廃棄物処理】

震源地付近において家屋の全壊、半壊等の被害が生じ、また、家財道具の破損等も多かったため、多量の震災廃棄物が広域で発生することが予想された。震災廃棄物は、一般廃棄物として市町村の責任のもとに処理を行うこととされ、被災各市町の地域防災計画において、その処理方法が定められている。しかしながら、被災により混乱した状態で計画通りに処理を行うことは困難であることが想定されたため、県では各市町から要請があれば常に助言指導を行える体制を整え、情報収集、府内関係課調整に当たった。

地震発生から数日が経ち、震災廃棄物の発生は広域に渡っておらず、また、その発生は限られた地域（栗原市、大崎市、美里町）に限定されていることが分かった。以後、震災廃棄物に関する対応は2市1町に限定されたものとなり、各市町と連絡を密に取り、適切に震災廃棄物が処理されるよう連携を図った。震災廃棄物の処理は、環境省所管「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金」によ

る対応が可能であるため、各市町に対し補助事業による処理を念頭に置き、業務に当たるよう指導を行った。その結果、12月15日、栗原市役所において災害復旧費実地調査が行われ、各市町が実施するごみ処理の一部を補助事業として実施することになった。

栗原市では、被災地への立入制限等の影響により震災廃棄物の処理が予定通り進捗しない部分もあったが、平成21年10月末までに全ての処理を完了した。

大崎市、美里町では、平成20年12月末までに全ての震災廃棄物の処理を完了した。

### 【協力団体】

6月18日、自衛隊から被災地で救助活動を行っている隊員が使用する仮設トイレの確保の要請があり、県は、災害時の応援協定を締結している宮城県環境整備事業協同組合に対して「災害時ににおける下水及びし尿・浄化槽汚泥の撤去等に関する協定」に基づき仮設トイレの提供を依頼し、同組合から早急に対応するとの回答を得て、同日中に仮設トイレ4基を被災地に搬入した。

6月23日、自衛隊から仙台市内で救助活動に伴う通信活動を行っている隊員が使用した仮設トイレのし尿の収集及び処理の要請があり、県は、同協定に基づき宮城県環境整備事業協同組合に再度協力を依頼し、同日中にし尿の収集及び処理を行った。

### 【市町の対応】

#### [栗原市]

##### (ごみ処理)

処理を行った震災廃棄物は、避難所等に設置された臨時ごみ集積所から発生する震災廃棄物、一般家庭から発生する震災廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ）、一般家庭から発生する震災廃棄物（がれき類、木くず類、家電製品、粗大ごみ）の3種類である。

避難所等に設置された臨時ごみ集積所から発生する震災廃棄物は、収集運搬を処理業者に委託し、避難所等が閉鎖されるまで処理を行った。

一般家庭から発生する震災廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ）は、収集運搬を処理業者に委託し、震災発生の翌週には通常の収集日以外にも一部地域で臨時収集として処理を行った。

一般家庭から発生する震災廃棄物（がれき類、木くず類、家電製品、粗大ごみ）は、被災者が直接処理委託業者へ持ち込むものと、仮集積所へ持ち込むものとに分けられる。直接処理委託業者への持ち込みは、地震が発生した6月14日から7月31日まで行われた。仮集積場への持ち込みは、市内10地区（築館、若柳、一迫、高清水、瀬峰、鶯沢、金成、志波姫、花山、栗駒）に仮集積場を設置して6月18日から6月29日まで行われ、搬入に際して廃棄物の種類、量、排出者の確認を市職員立ち会いのもとに行なった。また、立入制限等により処理が進んでいない栗駒耕英地区については8月13日から10月15日まで、花山金沢・浅布・中村地区については8月6日から9月28日まで、仮集積所を設置して受入を行った。仮集積所から処分場までの収集運搬及び処分場での処理は処理業者に委託した。

大半の震災廃棄物の処理は終わっているが、立入制限等で処理が進んでいない地区に関しては、り災証明書を持っていることを条件として受入を継続している。（※）

※ 被災住家の解体に伴う災害廃棄物（がれき類、木くず類）については、平成20年は処理期限を12月31日までとした。平成21年は申請受付期間を4月1日～8月31日とし、処理期限を10月30日と設定した。

※ 一般家庭からの震災廃棄物（がれき類、木くず類、家電製品、粗大ごみ）については、一部地域で避難解除があったことから、栗駒、花山地区で仮集積所を各1箇所設置した。（最終収集日：平成21年8月23日）

なお、廃家電のうちリサイクル4品目については、栗原クリーンセンターに収集し、分別作業の後に全量をリサイクル処分とした。

#### (し尿処理)

被災者の避難生活や自衛隊の救助活動に支障が出ないよう、避難所や自衛隊災害復旧活動拠点の簡易トイレ等のし尿の汲み取りを行った。汲み取りは、避難所、自衛隊災害復旧活動拠点が閉鎖されるまで継続した。

#### [大崎市]

##### (ごみ処理)

震災廃棄物のうち、ブロック塀、瓦、土塀等のがれき類に限り処理を行った。処理方法は、被災者が市指定の市営最終処分場に直接搬入するというものであった。最終処分場では市の職員が廃棄物の種類、量、排出者の確認、受け入れを行った。受け入れ期間は、1回目が地震翌日の6月15日から6月28日、2回目が7月2日から7月30日、3回目が8月13日、4回目が8月27日であった。被災者から廃棄物の受け入れを行った後、委託業者により整地、覆土作業を行い、覆土作業完了日の9月1日をもって震災廃棄物の処理を完了した。

#### [美里町]

##### (ごみ処理)

震災廃棄物のうち、家屋、構築物等の倒壊及び取り壊しに伴い発生したがれき類に限り処理を行った。処理方法は、被災者が市指定の民間最終処分場へ直接搬入するというものであった。最終処分場では委託業者が廃棄物の種類、量、排出者を確認し、受け入れを行った。受け入れ期間は6月18日から12月26日までとして、12月26日をもって震災廃棄物の処理を完了した。

### 3 要望活動、調査・視察、お見舞い

#### 【要望活動】

今回の地震による被害の応急対策及び復旧対策に万全を期すため、各方面の要望を取りまとめ、関係省庁及び地元選出国会議員等に対して要望活動を実施した。

県は、一貫して応急復旧対策に係る支援について要望し、特に、今回の地震を激甚災害として早期に指定し、災害復旧対策への特別財政援助及び助成を実施するよう要望した。

なお、中央防災会議において7月3日に局地激甚災害指定基準が見直され、7月4日、栗原市が局地激甚災害対象区域とされた。（詳細はP100「6 局地激甚災害の指定」を参照。）

主な要望活動は表X-4のとおりである。

#### 【調査・視察】

地震発生後、被災自治体における災害対応状況調査や現地視察を目的として、各方面から調査・視察団が来県した。主な調査・視察対応状況は表X-4のとおりである。

## 【お成り】

栗原市における甚大な被害状況を憂慮され、7月20日に秋篠宮同妃両殿下が避難所「みちのく伝創館」をお成りになり、被災者をお見舞いされた。

表X-4 要望活動、調査・視察対応状況

活動月日	相手方	要望、視察・調査内容
6月15日	防災担当大臣 国土交通大臣	被災地視察の為に栗原市災害対策本部入りした防災担当大臣及び国土交通副大臣に対し、応急対策に係る国の支援、激甚災害の指定、災害復旧対策等について要望活動を実施（知事対応）
6月16日	総務大臣	被災地視察の為に栗原市災害対策本部入りした総務大臣に対し、災害の復旧等に係る地方負担等に対する財政措置、激甚災害の指定等について要望活動を実施（副知事対応）
6月17日	農林水産大臣	被害状況把握の為に県庁入りした農林水産副大臣に対し、激甚災害の指定、公共土木施設及び農林水産関係施設の復旧支援、農林水産業の復興に向けた金融等の支援について要望活動を実施（知事対応）
6月18日	内閣総理大臣	被災者のお見舞い及び避難所視察のために、内閣総理大臣が栗原市に開設された避難所（石楠花センター）を訪問
6月20日	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	宮城県、岩手県の両県知事等が関係省庁に対して、激甚災害早期指定、復旧支援、社会生活基盤の復興等について要望活動を実施 (宮城県：知事、県議会議長、大崎市長等対応) (岩手県：知事、県議会議長等対応)
6月21日	衆議院 災害対策特別委員会	被災地視察の為に現地入りした衆議院災害対策特別委員会に対して、激甚災害早期指定、復旧支援、社会生活基盤の復興等について要望活動を実施 (副知事、栗原市長対応)
7月2日	参議院 災害対策特別委員会	被災地視察の為に現地入りした参議院災害対策特別委員会に対して、局地激甚災害の指定拡大、林地崩壊箇所及び荒砥沢ダムの復旧対策について要望活動を実施（副知事、栗原市長対応）
7月3日	内閣官房長官、内閣府、財務省、農林水産省	関係省庁等に対して、局地激甚災害の指定拡大、林地崩壊箇所及び荒砥沢ダムの復旧対策について要望活動を実施（知事対応）
7月5・6日	県関係国會議員	定期の政府要望に係る県関係国會議員との意見交換会において、岩手・宮城内陸地震による甚大な被害の復旧・復興に向けた関係省庁を挙げての万全の支援について要望（知事、副知事等対応）
7月10・11日	総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、県関係国會議員	定期の要望活動として、関係省庁及び県関係国會議員に対して、岩手・宮城内陸地震による甚大な被害の復旧・復興に向けた関係省庁を挙げての万全の支援について要望活動を実施（知事対応）
7月20日	秋篠宮同妃両殿下	栗原市における甚大な被害状況を憂慮され、秋篠宮同妃両殿下が避難所「みちのく伝創館」をお成りになり、被災者をお見舞いされた
9月3日	内閣府	被災地視察の為に現地入りした内閣府防災担当大臣に対して、局地激甚災害の指定拡大、激甚災害指定制度の見直しについて要望活動を実施（副知事等対応）
11月10日	内閣府	被災地視察のため現地入りした内閣府防災担当大臣に対して、局地激甚災害の指定拡大、激甚災害指定制度の見直しについて要望活動を実施（副知事、栗原市長対応）

#### 4 被災者支援制度

##### 【被災者生活再建支援制度】

###### [制度の概要]

平成7年の阪神・淡路大震災を機に、平成10年に被災者の生活再建を目的とした被災者生活再建支援法が成立し、被災者生活再建支援制度が開始された。制度開始当初は支援金の使途が細かく規定され、事務手続きが非常に複雑で被災者にとって大変利用しづらい制度であったが、平成19年に被災者生活再建支援法が見直され、使途制限の撤廃や年齢・収入の制限もなくなり、基礎支援金(最大100万円)と加算支援金(最大200万円)の2区分に区分けされたわかりやすく活用しやすい制度に改正された。(表X-5参照)県では、改正された同法制度により被災者の支援を実施した。

###### [災害に係る住家の被害認定調査勉強会の開催]

栗原市では、内閣府の職員を講師に招き、6月24日に栗原文化会館において市職員が被害認定調査を円滑に行うための勉強会を開催した。この勉強会には、同地震による被害を受けた一関市、奥州市職員も参加したほか、調査を応援する東松島市などの職員も参加した。

###### [被害状況の取りまとめと報告]

今回の地震被害は栗原市の山間部に集中しており、7月2日時点での栗原市の住家被害(全壊)世帯数は6世帯であった。

栗原市では、住家等に係る被害認定作業を進めていたが、調査範囲が孤立地区を含め広範囲であることなどから調査が遅れていた。このため、県土木部は栗原市に技術職員(建築)を派遣し、住家被害認定の支援を行った。この結果、7月6日に栗原市から住家被害(全壊)世帯数21世帯の被害報告があった。

###### [被災者生活再建支援法の対象となる自然災害の内閣府への報告と公示]

栗原市からの報告により、市が被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援制度の適用基準(単独市町村10世帯以上)に該当したため、7月7日に内閣府政策統括官(防災担当)及び財団法人都道府県会館被災者生活再建支援基金部に災害の報告を行うとともに、同制度適用の公示を7月8日付けで行った。

###### [支援金の支給]

当該支援金の支給申請書は、被災者が栗原市に提出し、市が確認の上、県を経由して財団法人都道府県会館被災者生活再建支援基金部に申請した。(表X-6参照)

表X-5 支援金の支給額 (単身世帯は、各該当欄の金額の3/4の額)

基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給する支援金	被 害 程 度	全 壊	解 体	長期避難	大規模半壊
	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円
加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給する支援金	住宅の再建方法	建設・購入	補 修	賃借(公営を除く)	
	支給額	200万円	100万円	50万円	

表X-6 被災者生活再建支援制度申請状況 (平成21年9月末現在)

区分	基礎支援金 申請世帯数	加算支援金 申請世帯数	支給金額(千円)
全 壊	26	12	48,750
大規模半壊	15	5	14,250
半壊(解体)※	8	5	16,750
計	49	22	79,750

※ 半壊被害又は敷地被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体した住宅（支援法第2条第2号ロに該当する世帯）

### 【災害援護資金】

「災害弔慰金の支給等に関する法律」による災害援護資金は、県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害で世帯主が重症を負ったときや、住居・家財に大きな被害を受けた場合に生活の立て直しを援護するために市町村が貸付を行うもので、今回の災害では栗原市において6件、計1,360万円の貸付が行われた。

### 【災害復興住宅等融資制度】

この制度は、地震等の災害により住宅等の所有者が、住宅の建て替え、補修、購入、土地の購入等を行う場合に、独立行政法人住宅金融支援機構から低利率で融資を受けられる制度である。融資申込期間は災害発生日より2年間となっており、県は栗原市や独立行政法人住宅金融支援機構と連携し、災害地等で一般県民を対象とした住宅相談業務を地震直後から行うとともに、ホームページ等を活用して制度の周知に努めた。（表X-7参照）被災住宅の適格認定及び工事完了後の現場審査等の業務は、独立行政法人住宅金融支援機構により県に委託されており、各土木事務所において実施する。

表X-7 適用期間及び利率

適用期間	利 率
平成20年 6月13日	2.30%
平成20年 7月18日	2.20%
平成20年 8月20日	2.10%
平成20年 9月18日	2.00%
平成20年10月20日	2.10%
平成20年12月17日	2.00%
平成21年 1月26日	1.80%

### 【中小企業の金融対策】

商工業関係については、地震発生後速やかに、災害救助法の適用を受けた2市（栗原市、大崎市）の被災中小企業者を対象とする中小企業経営安定資金・災害復旧対策資金を適用した。これにより、施設・設備等の損壊など直接的被害の早期復旧に要する設備・運転資金が、貸付限度額3,000万円、償還期間7年以内、利率2.10%以内、信用保証料率0.45～1.59%で融資されることになった。

また、今回の地震では、直接的被害は生じていないものの、いわゆる風評や道路事情悪化等による顧客減少に伴う売上高の減少などの間接的被害が深刻である状況を踏まえ、融資対象を拡充する措置を追加的に講じ、災害の早期復旧の一層の促進を図った。

さらに、被災中小企業者が復旧のために借り入れた資金の金利負担軽減を図るため、上記2市が

利子補給した場合、当該市に対して補助金を交付することとした。

なお、災害救助法の適用を受けていない地域の中小企業者については、中小企業経営安定資金・一般資金等による金融支援を行った。

#### 【農林水産業の金融対策】

各農業協同組合、銀行等関係機関に対して、地震により被害を受けた農業者に対する経営資金等の融通及び既貸付金の償還猶予等について要請した。また、県として、農業施設等に被害を受けた農業者が活用できるよう農業災害対策資金を適用し、市町村、農業団体とともに利子補給の措置を講じて、被災農家の農業経営の再建と生活の維持回復のための支援策を講じた。

なお、水産業関係については、イワナ養殖施設に被害を受けた養殖業者に対し、融資機関と連携して低利の制度資金の活用について説明を行い、被害養殖施設の整備を支援した。

#### ○平成20年岩手・宮城内陸地震による農業災害対策資金の概要

- ①目的：災害により被害を受けた農業者の農業経営の維持及び生活の安定を図るために必要な資金を融通する
- ②融資対象者：災害により、農作物、農業機械、農業施設、その他農業の用に供するもの（果樹、家畜、資材等）に関する被害額が平年の農業所得の2割以上となる被害を受け、農業経営及び生活の維持が困難となる農業を営む個人及び法人等
- ③融資対象経費：農業経営の再建及び生活の維持回復に必要な経費
- ④貸付条件：  
 (ア) 貸付限度額（次のいずれか低い額とする）
  - a) 個人150万円（農業所得が過半を占める者300万円）、  
団体500万円
  - b) 被害額の合計額から農林漁業セーフティネット資金の借入並びに共済金の額を減じた額
 (イ) 基準金利 3.05%（農協の場合）  
 (ウ) 利子補給率 2.00%（内訳 県1.00%，市町村0.50%以上、農業団体0.50%）  
 (エ) 貸付金利 1.05%以内  
 (オ) 償還期間 5年以内（うち据置1年以内）  
 ただし、個人で150万円を超える貸付の場合、7年以内（うち据置1年以内）
- ⑤融資枠：3億円
- ⑥貸付実行期間：平成20年8月20日～平成21年3月31日

表X-8 農業災害対策資金・農林漁業セーフティネット資金融資状況（平成21年3月31日現在）

名 称 区 分	農業災害 対策資金		農業経営基盤 強化資金		農林漁業セーフティ ネット資金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
団 体	1	1,870	1	50,000	3	9,000
個 人 (個人の内特認)	5 ( 0 )	6,560 ( 0 )				
合 計	6	8,430	1	50,000	3	9,000

## ○被害養殖施設の整備に係る資金概要

- ①資 金 名：漁業近代化資金
- ②貸 付 額：5, 200万円
- ③基 準 金 利：2. 85%
- ④利子補給率：1. 25%
- ⑤貸 付 金 利：1. 60%
- ⑥償 還 期 間：15年（うち据置2年）

## 【教科書の無償給付】

## [高等学校における教科書給付]

教科書の給与については、教科書特約供給所と教科書発行者との間で取り決めた「被災児童・生徒に対する教科書の補給に関する処理要項」に基づき、公立高校2校、対象生徒4人に7冊が補給された。

## 【県立高等学校授業料の減免】

地震による被災者に対して授業料の徴収期限の変更及び分納、減免措置を実施した。

今回の地震では、家屋の全壊等が比較的少ないとから、過去の大規模地震災害と同様の措置では減免対象とならない世帯が発生することが想定されたので、該当市町村の市町村民税等の減免予定を確認した上で、被害が比較的軽微な世帯も減免対象となるよう特例規則を制定した。

## 【その他の民生支援・優遇制度】

この地震災害の被災者に対する民生支援・優遇制度については、概ね表X-9のとおりである。

表X-9 岩手・宮城内陸地震災害の被災者に対する優遇制度等

制度名称	概要			担当課 (相談窓口)
	対象者	内容	申し込み期間等	
県税の減免	家屋、家財や事業用資産などに損害を受けた方	一定の要件に該当する場合、次の県税の全部又は一部を減免するもの ① 個人県民税 ② 個人事業税 ③ 不動産取得税 ④ 自動車税	税金の種類により、申請先、申請期限が異なる	県税務課 (相談、申請窓口は各県税事務所)
納税の猶予	災害により損失を受けて、県税を納期限までに納付できない方	申請により、1年以内の期間に限って、県税の徴収を猶予するもの	申請期限はり 災の日から1年以内	県税務課 (相談、申請窓口は各県税事務所)
県立高等技術専門校授業料減免	居住用財産が全部又は一部が損壊し、授業料の納付が困難な世帯	職業能力開発校の授業料の減免に関する規則に基づき、授業料の減免を行うもの。	災害の発生した日から第4期納付期日（平成21年2月16日）まで	県産業人材・雇用対策課 (相談、申請窓口は各高等技術専門校)
東北労働金庫災害ローン	東北労働金庫会員の組合員及び当該金庫管内に居住する勤労者の方	自宅の改修費用、自動車など日用品の買い替え費用など、災復興に伴う生活全般の資金	6月16日から 12月30日まで	東北労働金庫の本店・支店

災害弔慰金の支給	災害により死亡した者の遺族	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金を支給する。 支給額 生計維持者 500万円、 その他 250万円 費用負担 国1/2、県1/4、 市町村1/4		各市町村 県保健福祉総務課
災害障害見舞金の支給	災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に一定の障害のある者	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害障害見舞金を支給する。 支給額 生計維持者 250万円 その他 125万円 費用負担 国1/2、県1/4、 市町村1/4		各市町村 県保健福祉総務課
災害援護資金の貸付	災害救助法適用災害により被害を受けた世帯 ・世帯主が1月以上の療養を要する負傷 ・住居又は家財の概ね1/3以上の被害 ※世帯全体の所得制限がある。(1人世帯の場合、前年所得 220万円未満)	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害援護資金を貸し付ける。 貸付限度額 350万円 貸付金利 年3%		各市町村 県保健福祉総務課
国民健康保険一部負担の免除等	国民健康保険の被保険者	保険者(市町村)は、国民健康保険法第44条第1項の規定により、特別の理由がある被保険者で一部負担金の支払いが困難と認められるものに対し、一部負担金を減額若しくは支払いを免除し、又は窓口払いを保険者徴収に切り替えてその徴収を猶予することができる。		各市町村(国民健康保険主管課) 県国保医療課
国民健康保険税の減免	国民健康保険の納税義務者	地方税法第717条の規定により、天災その他特別の事情等がある場合において、市町村長は当該市町村の条例に基づき、国民健康保険税を減免することができる。	市町村での受付期間 12月13日まで	各市町村(国民健康保険主管課) 県国保医療課
後期高齢者医療保険料一部負担の免除等	被保険者及び連帯納付義務者	広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律第69条の規定により、特別の理由がある被保険者で一部負担金の支払いが困難と認められるものに対し、一部負担金を減額若しくは支払いを免除し、又は窓口払いを保険者徴収に切り替えてその徴収を猶予することができる。	市町村での受付期間 9月30日まで	各市町村(国民健康保険主管課) 県国保医療課
後期高齢者保険料の減免	被保険者及び連帯納付義務者	高齢者の医療の確保に関する法律第111条の規定により、天災その他特別の事情等がある場合において、広域連合長は広域連合の条例に基づき、保険料を減免することができる。	広域連合での受付期間 理由発生から1年以内	各市町村(国民健康保険主管課) 県国保医療課
生活福祉資金貸付制度(災害援護資金)	低所得世帯(世帯収入がおおむね市町村民税非課税率の世帯)	貸付限度額 150万円以内 償還期限 7年以内 貸付利子 年3%	広域連合での受付期間 理由発生から1年以内	宮城県社会福祉協議会 県社会福祉課

## X 災害復旧対策

生活安定資金貸付制度 ※被災者に限らない	同一市町村内に1年以上居住する低所得世帯	貸付限度額 5万円以内 (特に必要と認められる場合は7万円以内) 償還期限 1年以内 貸付利子 無利子 保証人 1名	通年	各市町村社会福祉協議会 県社会福祉課
母子寡婦福祉資金貸付金貸付制度	被災した母子家庭の母及び寡婦	【事業継続資金】 事業を継続するため、被災した店舗、田畠等の修復等に要する資金の貸付け  【住宅資金】 被災による家財の破損、住宅の半壊、全壊、半焼、全焼等に対する修復等に要する資金の貸付け	通年	県子ども家庭課 県保健福祉事務所
児童福祉法第56条の規定による費用徴収における特例認定	本人又は扶養義務者で、災害その他特別な事情により負担能力に著しい変動が生じた者	児童福祉法第56条の規定により、各保健福祉事務所等は、施設等に措置された者について、本人又は扶養義務者からその負担能力に応じて負担金を徴収しているが、災害その他特別な事情により本人又はその扶養義務者の負担能力に著しい変動があった場合には、特例認定をすることができる。	通年	県子ども家庭課 県障害福祉課 県保健福祉事務所 県児童相談所 県さわらび学園 県拓桃医療療育センター 各市(児童福祉主管課)
児童扶養手当支給制限の特例	受給資格者の内、母又は養育者、その配偶者及び扶養義務者の所得による支給制限を受けた者	次に掲げる所有財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた者は、その損害を受けた月から翌年の7月までの手当は支給制限を解除する。 ①住宅、家財 ②主たる生業の維持に供する田畠、宅地、家屋 ③機械、器具その他事業の用に供する固定資産	(今回は) 平成21年6月末まで	県子ども家庭課 各市町村
特別児童扶養手当支給制限の特例	受給資格者の内、父、母又は養育者、その配偶者及び扶養義務者の所得による支給制限を受けた者	次に掲げる所有財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた者は、その損害を受けた月から翌年の7月までの手当は支給制限を解除する。 ①住宅、家財 ②主たる生業の維持に供する田畠、宅地、家屋 ③機械、器具その他事業の用に供する固定資産	通年	県子ども家庭課 各市町村
保育料の減免	保育所に入所している児童の扶養義務者であって、災害等による著しい損失を受け、保育料を納めることが困難であると市町村長が認めた者	市町村長が、災害等によって、所得又は財産が著しい損失を受け、保育料を納めることが困難であると認めた場合に保育料の減免を受けることができる。	通年	各市町村(保育所担当課)
身体障害児者、精神障害者への自立支援医療(育成医療・更正医療・精神通院医療)の自己負担額の変更	自立支援医療の支給認定を受けている者又は扶養義務者(育成医療の場合)で災害その他特別な事情により負担能力に著しい変動が生じた者	災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案し、実情に即して負担上限額を認定する。	各市町村の取扱いによる	【育成医療】 県保健福祉事務所 【更生医療及び精神通院医療】 各市町村(障害福祉主管課)

特定疾患治療研究事業の患者負担額の減免	1) 地震により、患者又は患者の生計中心者の居住する家屋が全壊又は半壊した方 2) 地震により、生計中心者の所得が著しく減少する方（自己負担の階層区分が2階層以上又はB解消からA階層に引き下がる方）	①地震により家屋が全壊又は半壊した方 →自己負担の階層区分を2階層引き下げ。 ②地震により生計中心者の所得の減少する方 →減少後の所得額により、自己負担の階層区分を変更。（勤務先が被災したことによる、解雇や減給も対象。） 区分が、①で変更の認定を受けた階層区分より下回る場合は、再度申請することができます。	通年	県疾病・感染症対策室 県各保健所・仙台市各区保健福祉センター
小児慢性特定疾患治療研究事業の患者負担額の減免	地震により、生計中心者の所得が著しく減少する方（自己負担の階層区分が2階層以上又はB解消からA階層に引き下がる方）	適用期間内の診療分について、減少後の所得額により自己負担の階層区分を変更認定し、自己負担限度額を変更することにより行います。（勤務先が被災したことによる、解雇や減給も対象になります。）	(今回は) 平成21年6月末まで	県疾病・感染症対策室 県各保健所
肝炎治療特別促進事業における災害等による患者負担額の減免等	地震等により家屋が半壊以上の被害を受けた者	地震等により、家屋が半壊以上の被害を適用期間内に受けた方は、実施要綱別表に定める自己負担限度額（月額）のうち1万円を適用する。	(今回は) 平成21年6月末まで	県疾病・感染症対策室 県各保健所・仙台市各区保健福祉センター
補装具費給付事業の自己負担額の変更	補装具費の支給認定を受けている者又は扶養義務者（身体障害児の場合）で災害その他特別な事情により負担能力に著しい変動が生じた者	災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案し、実際に即して負担上限額を認定する。	(今回は) 平成21年6月末まで	各市町村（障害福祉主管課）
介護給付費等の額の特例	介護給付費等の支給決定を受けている者又は扶養義務者（障害児の場合）で災害その他特別な事情により負担能力に著しい変動が生じた者	災害その他特別の事情があり、利用者負担分の負担が困難な場合の負担額の減免	12月末まで	介護給付費等の支給決定を行っている市福祉事務所町村（障害福祉主管課）
障害児施設給付費医療費の特例	障害児施設給付費医療費の支給決定を受けている保護者で災害その他特別な事情により負担能力に著しい変動が生じた者	災害その他特別の事情があり、利用者負担分の負担が困難な場合の負担額の減免	平成21年6月末まで	県児童相談所
障害児福祉手当特別扶養者手当の所得制限適用の除外	手当受給対象者で災害により住宅家財などにその価格の1/2以上の損害を受けた者	災害により自己等の所有に係る住宅家財等の財産につき被害全額がその価格の概ね1/2以上である損害を受けた場合に所得制限の適用を除外	通年	各市町村（障害福祉主管課）
介護保険料の減免	介護保険の第1号被保険者	保険者（市町村）は、介護保険法第142条の規定により、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。	12月末まで	各市町村（介護保険主管課）
介護保険サービス利用料の減免	介護保険サービスの利用者	保険者（市町村）は、介護保険法第50条及び第60条の規定により、特別の理由がある者に対し、利用者負担額を軽減することができる。	※各市町村の規定による	各市町村（介護保険主管課）

## X 災害復旧対策

### 5 復旧対策に関する組織整備

#### 【災害復旧対策本部の設置】

県は、地震発生と同時に災害対策本部を設置し、初動時から災害情報の収集と応急対策を実施してきたが、7月1日、発災当初と比較して有感地震が減少していること、強い地震が発生する確率が大幅に低下したことなどから、今回の地震活動が収束に向かっていると考えられたことを確認した上で、救命救助と喫緊の応急対策が完了したとして、災害対策本部を廃止した。

一方、引き続き必要な応急対策を実施しつつ、被災地の復旧対策に本格的に取り組むべき段階に至ったと判断したことから、復旧対策を強力かつ円滑に推進するため、知事を本部長とする災害復旧対策本部を7月1日午後5時30分に設置した。

また、被害が甚大であった栗原市を管轄する北部地方振興事務所栗原地域事務所に、同事務所長を支部長とする災害復旧対策本部栗原地方支部を設置した。

### 6 局地激甚災害の指定

#### 【制度の概要】

激甚災害制度とは、国民生活に著しい影響を与えるような激甚な災害が発生した場合に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、政令で指定される制度である。その被害が「全国的に大規模な災害なのか」(本激甚災害)、「局地的な災害なのか」(局地激甚災害)については、全国及び県内の最終的な被害額を把握した上で基準と照らして判断されることとなる。

激甚災害に指定されると、主として公共土木施設、公立学校施設、公営住宅、社会福祉施設、農地等の災害復旧に必要な経費の負担について、国庫補助の嵩上げ等による地方公共団体の負担軽減等の措置が受けられる。

#### 【早期指定及び指定拡大の要望】

激甚災害の早期指定に関する要望活動については、被災翌日の政府先遣隊への要望にはじまり、6月20日の1府8省への2県合同要望活動、さらには、6月21日の政府調査団(衆議院災害対策特別委員会)の被災地視察に際し、同委員会委員長に対して要望を行った。

また、局地激甚災害の指定拡大に関する要望について、7月2日、7月3日、7月5日、7月6日に参議院災害対策特別委員会委員長、他関係省庁等に対して要望を行った。

#### 【激甚災害の早期指定】

平成20年7月4日、栗原市の局地激甚災害指定が閣議決定(7月9日政令公布)された。(表X-10参照)

表X-10 栗原市の局地激甚災害指定状況

	公共土木	農地等	農林水産業 共同利用施設	小災害債
栗原市	○			○
(旧)鷲沢町		○	○	○
(旧)花山村		○	○	○

#### 【適用される措置の概要】

栗原市区域に、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助が適用され、公共土木施設等の災害復旧事業について公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等(以下「負担法等」という。)

の根拠法令等に基づく通常の国庫補助の嵩上げが行われることとなった（69%→81%）。

また、旧鶯沢町区域・旧花山村区域に対し、農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置及び農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例、さらに、栗原市区域・旧鶯沢町区域・旧花山村区域に対し、小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等が適用されることとなった。

農地等の災害復旧事業等に係る補助の特例措置は、農地・農業用施設・林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定法」という。）等に基づく通常の国庫補助の嵩上げが行われる（85%→94%）。

農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例は、農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、暫定法に基づく通常の国庫補助の嵩上げが行われる（20%→30～90%）。

小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等は、公共土木施設、公立学校施設、農地・農業用施設、林道に係る災害復旧事業で、負担法等及び暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金が、基準財政需要額に算入されるものである。

#### 【局地激甚災害指定基準の改正】

従来の局地激甚災害指定基準では、「公共土木施設」及び「農地等」の措置について、査定見込額が明らかに現行の指定基準を超えると見込まれる場合においては、「中小企業関係の特例」又は「森林関係」の措置が適用される場合に限り、早期に指定することが可能となっていた。

今般、平成20年度岩手・宮城内陸地震の被災状況を踏まえ、「中小企業関係の特例」又は「森林関係」の措置が適用されない場合でも、被害箇所がおおむね10未満の災害を除き、「公共土木施設」及び「農地等」の措置について、早期に指定することを可能とする指定基準の改正が行われた。

#### 【激甚災害の指定変更】

平成21年3月13日、「農地等及び農林水産業共同利用施設」について、対象区域が旧鶯沢町及び旧花山村から栗原市全域に拡大することが閣議決定（3月18日政令公布）された。（表X-11参照）

表X-11 栗原市の局地激甚災害指定変更状況（閣議決定年月日：平成21年3月13日、3月18日公布）

	公共土木	農地等	農林水産業 共同利用施設	小災害債
栗原市	◎	○	○	◎

※ ◎は早期激甚指定済み（7月）

#### 7 関係施設の復旧

##### 【土木関係施設】

国土交通省による災害査定については、道路・河川・砂防分を地震発生後約1ヶ月半後の7月30日から5週連続で申請した。（河川局全7次査定、都市局全1次査定、住宅局全1次査定）

また、荒砥沢・小田ダム関係に係る災害査定については、第9次査定で実施し、災害査定を終了した。

## X 災害復旧対策

この地震による公共土木施設等の査定決定は、全体で313件、91億3,612万円となっている。(表X-1-2参照)

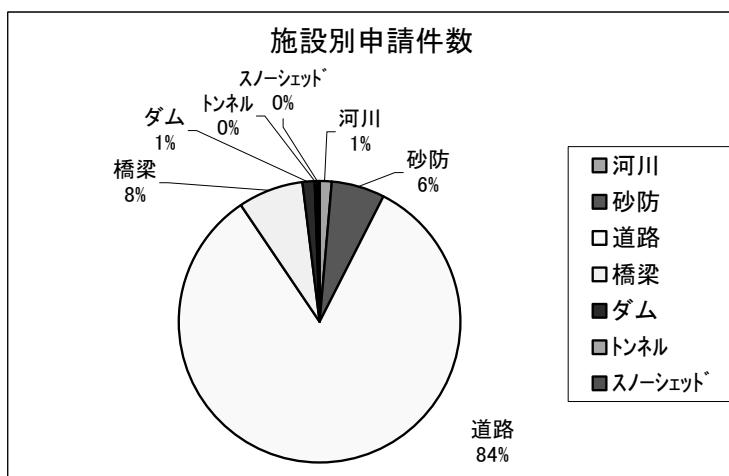
表X-1-2 公共土木施設等被害の概要

被災原因	査定区分	日程	区分	決 定		班数
				件数	金額(千円)	
6.14地震	第2次査定	7/30~8/1	県事業	40	453,049	2班
			市町村	4	30,514	
			計	44	483,563	
	第3次査定	8/4~8/8	県事業	46	758,655	3班
			市町村	37	112,126	
			計	83	870,781	
	第4次査定	8/11~8/15	県事業	6	128,129	1班
			市町村	32	80,608	
			計	38	208,737	
	第5次査定	8/18~8/22	県事業	21	784,560	4班
			市町村	52	586,545	
			計	73	1,371,105	
	第6次査定	8/25~8/29	県事業	27	2,633,812	4班
			市町村	27	2,501,227	
			計	54	5,135,039	
	都市局 (下水道・公園)	9/2~9/5	県事業	1	65,660	2班
			市町村	4	380,732	
			計	5	446,392	
	第7次査定	9/16~9/19	県事業	2	252,736	2班
			市町村	2	98,180	
			計	4	350,916	
	住宅局	10/1~10/2	県事業			1班
			市町村	8	5,331	
			計	8	5,331	
	第9次査定	12/2~12/4	県事業	4	264,262	1班
			市町村	4	264,262	
			計	147	5,340,863	
	計		市町村	166	3,795,263	
			計	313	9,136,126	

被害発生の特徴として、局地的な地震であることから、公共土木施設被害の9割以上が栗原市内のものであった。

施設別では、道路が84%，橋梁が8%，砂防が6%となっており、特異なものとしてはトンネルやスノーシェッド、ダムの被災が挙げられる。また、河川災害については、4件中3件が河道埋塞によるものである。(図X-1参照)

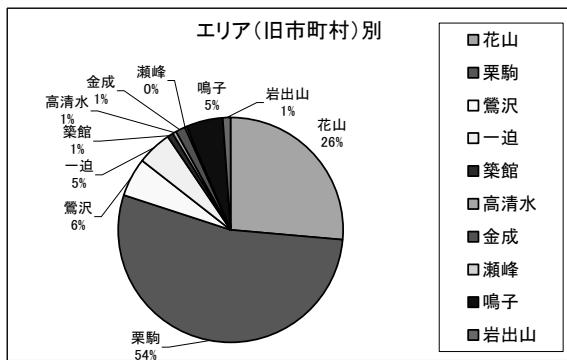
図X-1 施設別内訳(下水道・公園・住宅を除く)



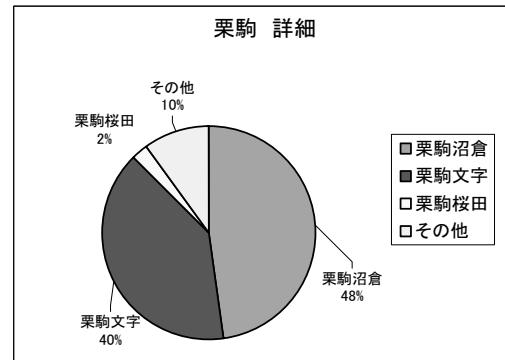
今回の地震による公共土木施設の被害は栗原市に集中しており、合併前の10町村に分けて比較すると旧栗駒町、旧花山村に被害が集中している。特に旧栗駒町では全体の54%を占める結果となっている。(図X-2参照)

また、旧栗駒町のうち栗駒沼倉地区、栗駒文字地区の2集落で約9割の被災が発生している。(図X-3参照)

図X-2 被害のエリア別内訳(その1)



図X-3 被害のエリア別内訳(その2)



今回の地震では、地すべりや岩盤崩壊に伴う被害が多く、地すべりに起因する灾害は16箇所で発生している。一般的に地震による土構造物の被害は、地震の慣性力によるものと地盤又は土構造物内部の液状化によるものに分類されるが、現時点において明確な液状化現象が確認されていないため、今回の被害は地震時慣性力によるものと考えられる。

また、砂防災では18箇所のうち7箇所でコンクリートの堰堤が被災を受けており、橋梁災では22箇所のうち16箇所で下部工の移動による遊間の減少が発生し、下部工の打ち換えが必要になった。これらの被災形態から、今回の地震外力がいかに大きいものであったかが伺える。

#### [土砂災害等対策]

##### (急傾斜地)

平成15年7月26日に発生した宮城県北部連続地震と違い、山間部を震源とする地震であったため、採択基準が人家5戸以上の災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業や県単独事業である急傾斜地崩壊対策事業の対象箇所はなかった。

なお、保全対象人家が2戸以上あり、人家が被害を受けたか又は放置すれば被害を受けることが確実な箇所については、市町村が事業主体となり、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業を実施した。

これは、事業主体となる市町村が局地激甚災害の指定を受け、県がその事業費の1/2以上の補助を行った場合に国がその費用の1/2を補助する事業で、栗原市金沢において実施した。

##### (災害関連緊急砂防事業)

県は、地震発生後直ちに、現地調査及び対策工法の選定を実施し、土砂崩壊等の危険な状況に緊急に対処するため、国土交通省に「災害関連緊急砂防事業」を申請し、7月10日、30日に採択され、直ちに事業を実施した。(表X-13参照)

県は、河道閉塞等の土砂災害に対する恒久対策を短期・集中的に進めるため、「災害関連緊急砂防事業」に引き続き、平成21年度から平成23年度まで実施する「砂防激甚災害対策特別緊急事業」を国土交通省へ要望し、採択された。

平成21年度、栗原市内の裏沢地区、沼倉下流地区及び温湯上流地区の3箇所において、「砂防激甚災害対策特別緊急事業」により砂防堰堤工事等を実施している。

表X-13 災害関連緊急砂防事業の概要

地区	箇所	事業費 (千円)	内容
裏沢	栗原市栗駒沼倉耕英東	144,000	工事用道路、排水路工等
沼倉下流	栗原市栗駒沼倉	325,000	工事用道路、砂防えん堤工
温湯上流	栗原市花山本沢温湯	369,000	工事用道路、砂防えん堤工
大崎黒崎	大崎市鳴子温泉黒崎	245,000	排土工、山腹工
岩入沢2	大崎市岩入	81,000	えん堤工
上岩入沢	大崎市岩入	69,000	えん堤工

## (河道閉塞 (天然ダム))

河道閉塞 (天然ダム) 対策には、緊急かつ高度な技術を要することから、緊急対策と一体的に国土交通省の直轄砂防事業による抜本的な対策がなされるよう、岩手・宮城両県において、国土交通省へ要望してきたが、今回、新たに「直轄特定緊急砂防事業」の創設が認められた。「直轄特定緊急砂防事業」は、平成21年度から平成25年度までの5箇年事業として実施される。現在、県施行の「砂防激甚災害対策特別緊急事業」と併せて土砂災害対策の進捗を図っている。

## (災害復旧事業)

砂防施設の災害査定は、7月から栗原市内の水無沢地区、裏沢地区など全18箇所において実施された。主な砂防施設災害復旧事業箇所の概要是表X-14のとおりである。

表X-14 主な砂防施設災害復旧事業箇所の概要

箇所名	箇所	被害概要	災害査定決定額 (千円)	応急復旧 の有無
迫川筋 水無沢	栗原市花山本沢小川原	河道埋塞	280,181	有
裏沢川筋 裏沢	栗原市栗駒沼倉耕英東	河道埋塞	297,996	有
草木沢川	栗原市花山本沢角間	破損	143,110	無

## [既設公営住宅復旧事業]

災害により著しく損傷した住宅について、公営住宅法に基づく既設公営住宅の復旧（補修）を実施した。

表X-15 災害査定結果(既設公営住宅復旧事業)

事業主体	補修等の別	団地数	戸数	査定額等	適用
栗原市	補修	3	8戸	5,331千円	上町裏住宅 柳沢住宅 佐野住宅

## 【農林水産関係施設】

農林水産関係施設に係る災害復旧に全力を挙げて対応していくため、6月27日に農林水産部内に農林水産部長を本部長とする「農林水産部岩手・宮城内陸地震関連災害復旧対策本部」を設置し、対応を協議してきた。また、被災地の状況確認や今後の復旧対策に関しては、農林水産部次長（技術担当）をリーダーとするプロジェクトチーム会議を設置し、栗原市において関係機関合同の対策会議を開催した。

※ 関係機関：東北農政局、林野庁東北森林管理局、

県（本庁関係課、北部地方振興事務所及び同栗原地域事務所、東部地方振興事務所及び同登米地域事務所）、大崎市、栗原市、登米市

#### [農業関係施設等]

栗原市栗駒耕英地区は県内でも有数の夏秋いちご産地である。

今回の地震により耕英地区に通じる主要道路が寸断され、また、相次ぐ余震により立ち入り規制が行われたため、いちご被害に対する対応は困難を極めたが、1日も早い産地の復興に向けて、本県育成いちご品種「サマー・キャンディ」の苗14,800株を廉価で供給されるよう関係機関と調整した。

また、栗原市の農業団体等の農業用関係施設については、農林水産業共同利用施設災害復旧事業費（国庫補助事業）を9月補正で予算措置し、その災害査定が9月17日から9月19日にかけて実施され、事業計画申請4施設4,613万円に対して、災害査定額4,404万円という結果であった。（表X-16参照）

農業3施設及び畜産施設の畜舎や給水施設、市単独事業で実施した畜舎資料展示施設や展望台等施設は、平成21年3月末までに復旧工事を終えている。

表X-16 農林水産業共同利用施設の災害復旧状況（災害査定）（単位：千円）

区分		地区数	査定額（事業費）
共同利用施設 災害復旧事業	農業施設	カントリーエレベーター	3 42,019
	畜産施設	牧場	1 2,030
	計		4 44,049

#### [農地・農業用施設等]

国庫補助災害復旧事業の災害査定は、8月25日から10月29日にかけて実施され、農地・農業用施設78地区5億4,800万円の事業計画申請に対して78地区5億2,000万円の災害査定額であった。（表X-17参照）

災害復旧事業の採択地区は、復旧完了後ではかんがい用水に影響が出てしまう一部を除いて、ほとんどの箇所で平成20年度内又はかんがい期までに工事を完了して早期機能回復を図るとともに、かんがい用水に支障が生じないよう復旧工事の推進に取り組んだ。

また、採択地区のうち隧道、水管橋など復旧工事に際して適切な施工管理と専門知識、高度な技術を要する3地区については、市からの要請により事業主体を県に変更して県営災害復旧事業として復旧を進めた。

なお、農地・農業用施設（林道含む）は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第5条の規定に基づき、栗原市の旧鶴沢町、旧花山村が7月に局地激甚災害に指定され、平成21年3月に栗原市全域が局地激甚災害に指定された。

## X 災害復旧対策

表X-17 農地・農業用施設の災害復旧状況（災害査定） (単位：千円)

区分		地区数	査定額（事業費）
国庫補助 災害復旧事業	農地	田	4
		畠	—
		小計	4
	農業用施設	ため池	21
		頭首工	1
		水路	43
		揚水機	2
		道路	6
		橋梁	1
		小計	74
		計	511,333
国直轄災害 復旧事業	農業用施設	荒砥沢ダム	1
		小田ダム	1
		川台幹線用水路	1
	国営造成施設 計（農業分）		3
			12,106,155

荒砥沢ダムについては、ダム周辺災害に係る関係機関である農林水産省東北農政局、林野庁東北森林管理局、県（河川課、道路課、防災砂防課、森林整備課、農地整備課、農村振興課）が復旧に関する情報を共有するため6月19日に「岩手・宮城内陸地震に係る荒砥沢ダム周辺災害復旧連絡会議」（事務局：県農林水産部農村振興課）を設置し、12月までに7回会議を開催した。

また、今回の地震で甚大な被害を受けた荒砥沢ダムの復旧・復興対策を実施するために学識経験者等から指導、助言をいただくことを目的として7月16日に「岩手・宮城内陸地震に係る荒砥沢ダム復旧・復興対策検討会」（事務局：河川課・農村振興課）を設置し、9月までに3回会議を開催し、検討結果を踏まえた上で、国直轄災害復旧事業（事業主体：農林水産省東北農政局）として実施が決定された。（表X-18参照）

＜岩手・宮城内陸地震に係る荒砥沢ダム復旧・復興対策検討会の構成メンバー＞

大学：東北大学、宮城大学、東北学院大学

独立行政法人：農村工学研究所、土木研究所、森林総合研究所

行政：農林水産省東北農政局、林野庁東北森林管理局、国土交通省東北地方整備局、宮城県（土木部・農林水産部）、栗原市・登米市

表X-18 直轄災害復旧事業の概要（東北農政局平成20年12月17日プレスリリース）

主要工事（農業分）	1 農業用水貯留機能の復旧 • ダム湖内への流入土砂の一部排除 • 代替調整池の設置 2 ダム施設の損傷箇所の復旧 • ダム堤体付近の法面保護等
復旧事業費	全体事業費約122億円（うち農業関係分約120億円）
その他	宮城県（土木部）との共同事業（治水分と農業分）。実施は東北農政局において行う。

### [林業関係施設等]

林道関係施設の災害復旧事業は、被災した53路線180箇所のうち、国庫補助の採択要件に該当する13路線47箇所について、3次（8月、9月、10月）に渡り国の災害査定を受け、林道施設災害復旧事業（国庫補助事業）の実施が決定した。このうち、県道の不通により現地に入れない1路線を除く12路線については、平成21年1月までに全ての災害復旧工事の発注が完了した。

治山関係施設の災害復旧事業は、被災した治山施設 18箇所のうち、国庫補助の採択要件に該当する 12箇所について、8月 26 日から 29 日までに国の災害査定を受け、1億 5,331 万円に決定されたことから、施設の早期回復を図るために年度内に工事に着手した。

林地関係の災害復旧事業は、被災した林地 70 箇所のうち、緊急な対策を要する 16 箇所について災害関連緊急治山事業の採択を受け、事業費 26 億 5,285 万円で年度内に復旧工事に着手した。また、被害規模が著しく大きな栗原市栗駒耕英地区など 6 地区については、民有林直轄治山災害関連緊急事業の実施を国に要望し、11 億 7,184 万円の採択を受け、栗原市一迫総合支所内に 9 月 12 日に設置された「東北森林管理局宮城北部森林管理署宮城山地災害復旧対策室」が工事を担当している。

なお、平成 21 年度からは、新たに治山等激甚災害特別対策緊急事業（岩手・宮城内陸地区）及び民有林直轄治山事業（迫川地区）の実施が認められた。このほか、緊急な対策を要する箇所で国庫補助の要件を満たさなかった林地については、県単独の小規模山地災害対策促進事業により復旧工事に着手した。

表 X-19 林道、林地関係等の災害復旧状況（災害査定等）

区分		地区数	査定額等(千円)	備考
国庫災害復旧事業	林道関係施設	53	478,076	
	治山関係施設	12	153,305	
県単独	小規模山地災害対策促進事業	18	6,000	事業費
その他	民有林災害関連緊急治山事業	16	2,652,854	事業費
	民有林直轄災害関連緊急事業	6	1,171,836	事業費
計		105	4,462,071	

#### [水産関係施設等]

栗原市栗駒耕英地区の特産品であるイワナの養殖業を支援するため、支援要望のあった養殖業者 1 人に対して県水産技術総合センター内水面水産試験場で生産した種苗（発眼卵）約 1 万粒を廉価で提供した。

#### [その他]

石巻地域の林業・木材産業関係者で組織する「宮城北部流域森林・林業活性化センター石巻支部」や宮城県森林組合連合会・石巻地区森林組合では、被災者の仮設住宅の出入口の段差を解消するスロープの資材として、宮城県産スギを原材料とした合板 500 枚を栗原市へ寄付した。

#### 【文教施設】

##### [県立高等学校・特別支援学校]

県立学校の災害査定については、申請した 2 校分の国庫負担事業計画書に基づき、8 月 7 日から 8 月 8 日にかけて文部科学省及び東北財務局の職員により現地調査（災害査定）が行われた。その後に復旧工事を実施し、年度内に全て完了した。

また、窓ガラスの破損やエキスパンションジョイントなど被害の小さい県立高校 14 校と特別支援学校 7 校については、平成 21 年 1 月までに工事を完了した。（復旧事業費決算額 2 億 277 万円）

## X 災害復旧対策

---

### [公立幼稚園・小中学校]

被災のあった公立幼稚園・小中学校のうち、国の災害復旧事業として23校の申請があり、文部科学省及び東北財務局の職員により、7月から8月にかけて、延べ13日の現地調査（災害査定）が行われた。その後に復旧工事を実施し、年度内に全て完了した。

### [社会教育施設]

市町村等社会教育施設のうち、栗原文化会館のホール舞台幕昇降装置ガードレール等の設備の破損については10月15日までに、一迫ふれあいホール図書室の天井部分等の剥落については10月10日までに全て復旧工事が完了した。

### [社会体育施設]

県立社会体育施設のうち、県総合運動公園の総合プールは12月11日に可動床の修理が完了した。

市町村立の体育施設については、年度内に復旧工事が完了した。

### [文化財関係]

栗原市仙台藩花山村寒湯番所跡は栗原市が事業者となって国庫補助事業（災害復旧）で国70%，県6%の補助を受けて、平成20年度、21度の2箇年で修復することとし、平成20年度は実施設計を行った。また、山王廻遺跡は平成20度に実施している国庫補助事業の中で修理を行った。我妻家住宅、洞口家住宅、旧有備館及び庭園は経年の劣化と合わせて平成21年度以降の国庫補助事業で修復する予定である。この他は被害額が少額であったため、所有者が修復することとし、陸奥国分寺薬師堂、旧登米高等尋常小学校、旧有壁宿本陣、木造薬師如来座像、木造二天立像のうち持国天立像等は修復が完了した。

### [私立学校施設]

被害のあった11校・園については、被害の早急な復旧を行い、年度内に復旧工事が完了している。

### 【保健医療福祉関係施設】

#### [県立病院]

被災の大きかった循環器・呼吸器病センターの屋上高架水槽の漏水等については、早急に復旧工事に着手し、10月15日までに復旧工事を完了した。また、国庫補助金の災害査定のための現地調査は、11月10日に実施され、査定結果は2,268万円であった。

建物内壁等の亀裂については、災害査定後に詳細設計に着手し、平成21年度中に復旧工事が完了した。

#### [社会福祉施設等]

老人デイサービスセンター「栗原市鶯沢デイサービスセンター」及び「栗原市若柳デイサービスセンター」では、屋内外の壁に多数のひびが入るなどの被害があり、平成21年2月までに復旧工事を完了した。

また、生活支援ハウス「栗原市花山高齢者生活福祉センター（湖畔の里）」でも、給水管の破損、壁のひび割れ等の被害があり、平成21年1月までに復旧工事を完了した。

なお、社会福祉施設等の国庫補助金の災害査定のための現地調査は、9月9日、10日に実施された。

## 8 被災市町村復興支援交付金

県では、今回の地震により甚大な被害を受けた栗原市に対し、平成20年度に実施した地域コミュニティの維持・再生に係る13事業の負担の軽減を図るため、7,000万円を交付した。

## 9 災害復旧予算

平成20年6月定例議会では、今回の地震に関する初動対応や応急対策の状況等について論議された。また、8月には臨時議会が招集され、災害復旧経費として278億5,100万円、災害対策費として81億7,100万円の予算が議決された。

今回の地震に係る予算措置状況は表X-20のとおりであり、平成21年度の災害関連予算は表X-21のとおりである。

表X-20 岩手・宮城内陸地震に係る予算措置 平成20年度予算（一般会計）

項目	予 算 額 (単位:千円)			
	8月補正	9月補正	2月補正	計
【災害復旧】				0
社会福祉施設等災害復旧費	5,500		6,347	11,847
自然公園施設災害復旧費	335		△ 41	294
農林水産施設等災害復旧費	2,167,226	54,720	△ 1,194,436	1,027,510
土木施設災害復旧費	25,354,130		△ 19,671,929	5,682,201
教育施設等災害復旧費	285,567		△ 70,359	215,208
庁舎等災害復旧費	31,367		△ 3,033	28,334
商工施設災害復旧費	6,800		△ 1,053	5,747
災害復旧計	27,850,925	54,720	△ 20,934,504	6,971,141
【災害対策】				
応急救助費	395,470		△ 19,833	375,637
災害救助事務費	5,840		4,205	10,045
災害援護資金貸付金	545,000		△ 503,275	41,725
医療救護費	9,700		△ 6,116	3,584
防災情報収集等事務費			13,220	13,220
警察救助活動費			182,114	182,114
災害関連緊急治山等事業費	3,734,852		△ 691,708	3,043,144
胆沢ダム災害関連事業費	187,200		△ 1,906	185,294
災害関連緊急砂防等事業費	3,463,334		△ 685,745	2,777,589
災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費	15,000		△ 600	14,400
小規模山地妻帯対策促進事業費			2,000	2,000
宮城の観光イメージアップ事業費	5,000		△ 330	4,670
砂防等基礎調査費	40,000		2,398	42,398
農業用水水源地域保全対策事業費		5,000		5,000
中小企業金融対策資金利子補給		2,500	△ 900	1,600
農業災害対策資金利子補給			15	15
市町村復興支援交付金			70,000	70,000
関係事務費			470	470
予備費	△ 230,000			△ 230,000
災害対策計	8,171,396	7,500	△ 1,635,991	6,542,905
合計	36,022,321	62,220	△ 22,570,495	13,514,046

表X-21 平成21年度当初予算

事業名	予算額(千円)
農林水産施設災害復旧費（過年災）	231,357
土木施設災害復旧費（過年災）	1,977,000
自然公園施設災害復旧費（栗駒レストハウス）	32,000
教育施設等災害復旧費（仙台藩花山寒湯番所跡）	2,414
応急救助費	12,120
砂防激甚災害対策等特別緊急事業費	1,548,534
治山激甚災害対策等特別緊急事業費	2,320,299
迫川上流域治水対策費	6,500
中小企業金融対策資金利子補給	3,000
農業災害対策資金利子補給	1,988
合計	6,135,212